

## 死亡災害発生状況報告

災害発生日時	平成28年5月3日(火) 14時10分頃			天候	晴れ				
港名	横浜港	業種区分	港湾荷役業 <input checked="" type="checkbox"/> 、港湾荷役業以外 <input type="checkbox"/> B'						
事業所名	-----				規模	94人			
事業所所在地	横浜市-----								
災害発生場所	-----			区分	港湾 <input checked="" type="checkbox"/> A' 港湾以外 <input type="checkbox"/> A'				
被災者氏名	-----	性別	男	年齢	29歳	職種	船内作業員	雇用形態	常用
被災の程度	死亡	作業名称	コンテナ船揚積荷役作業		作業区分	港湾作業 <input checked="" type="checkbox"/> C' 港湾作業以外 <input type="checkbox"/> C'			
労災保険適用業種	港湾貨物取扱事業   沿岸荷役業   <u>船内荷役業</u>								
事故の型(記号)	はさまれ・巻き込まれ(7)		起因物(記号)	荷姿のもの(コンテナ)(611)					
使用機械等	ストラドルキャリアー		本船揚貨装置段取り						
災害の概要									
<p>① 被災者は、接岸本船にコンテナを積み付けるためにガントリークレーン(以下 GC という)の股下で、同僚と2人でコンテナの下にスタッカーを取り付けるラッシング作業に従事していた。</p> <p>② ストラドルキャリアー(以下 SC という。)が10本目の積みコンテナをGCの股下の所定位置に置いたので、2人はそれぞれに取り付けるスタッカーを持って、コンテナの側に行った。この日は、コンテナが本船のセルガイドから外れて通常の積み付けができない状況になり、積み付け作業が滞ったため、2人は10本目のコンテナの側で待機していた。</p> <p>③ SCは次の11本目のコンテナを地上から130cm上げた状態で運んで、接近してきた。</p> <p>④ 40cmから50cmの近さに近づいた時に気付いた同僚はコンテナの横に逃げたが、被災者は逃げ遅れ、SCが積んでいるコンテナと地面の間隙間に伏せながら潜った。</p> <p>⑤ しかし、SCはコンテナの下に被災者がいるのに気付かず、コンテナを降ろすべく地面より20cmから30cmの高さまで巻き下げ操作を行ったため、被災者は頭と腰付近までコンテナの底部と地面にはさまれて死亡した。</p>									
災害の原因と考えられるもの									
<p>① SCの運転者に、GCの股下で股下作業員がいる作業エリアに進入しコンテナを下ろす際の一時停止や安全確認の方法について、事前に具体的な手順の連絡調整及び周知がなかったこと。</p> <p>② SCが股下作業員の退避等の安全確認がなされないまま作業エリアに進入接近し、コンテナを下ろしたこと。</p> <p>③ SCからGCの股下の股下作業員が十分に見えないが、接触を防ぎ安全に誘導する誘導員、作業指揮者が配置されず、適切な誘導、作業指揮がなかったこと。</p>									
対策として考えられるもの									
<p>① SCの作業エリアへの進入について、警笛の吹鳴、一時停止、停止位置、コンテナ位置、股下にいる作業員の移動・退避等についての安全確認を含む具体的な作業手順を定めること。</p> <p>② 沿岸における荷役作業については、沿岸荷役主任者(船内荷役作業として行う場合は船内荷役作業主任者)を選任して、沿岸を走行する荷役車両等との接触災害を防止するための作業の連絡調整、作業指揮を行わせ、その指揮の下で個々の股下の作業については、股下作業指揮者の確認、合図、指示、誘導により、股下作業員の退避、移動、SCの適切な進入、コンテナの巻き上げ、おろし、スタッカー取り付けについて指示、誘導を行うこと。</p> <p>③ SCの停止位置、股下作業員の退避場所に明確な表示を行うこと(のぼり、カラーコーン等)</p> <p>④ 作業主任者の指揮の下、股下作業指揮者、誘導者の確認、合図、指示・誘導に従ってSC運転者、股下作業員が安全作業を行うよう作業手順を周知徹底すること。</p>									

